

予算執行調査の反映状況

(令和3年度予算政府案)

令和3年1月

財務省主計局

予算執行調査の反映状況

令和2年度は37件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

◆主な反映状況の具体例

(30) 地籍整備の推進（国土交通省：一般会計）【反映額：▲3億円】

事案の概要

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査し、土地の基礎的情報を明確化することで、災害復旧やインフラ整備の円滑化等を図るために実施しており、国が調査を実施する自治体を支援するものである。
 なお、民間事業者等による土地測量成果についても、国土調査法第19条第5項の規定に基づき国土交通大臣が指定することにより、地籍調査と同様に扱うことが可能となっている。

調査結果の概要

- 真に必要な地域において地籍調査を進めるために国土交通省が定めた**重点対象分野（防災対策等）以外で実施されている調査が存在した。**
- 国土調査法第19条第5項に基づき地籍調査と同等の結果として指定される**民間測量の成果の有無を把握していない自治体が大半であった。**
- **社会資本整備総合交付金を活用した基幹事業の計画のうち、地籍調査が併せて実施されたものはわずかであった。**

反映の内容等

- **予算配分の基準を精緻化した上で、重点対象分野に関する事業予定区域等を含まない調査については、原則、配分を行わないこととするなど、支援対象を絞り込んだ。**
- 自治体内における**地籍調査部局と、民間測量の実施情報を把握しうる都市部局等との連携強化を促進するための通知を**発出するとともに、**民間測量成果を効率的に入手・活用する手法を手引きとしてまとめることとした。**
- 自治体内における**地籍調査部局と、社会資本整備事業の実施部局との連携強化を促進するガイドラインを**発出するとともに、**社会資本整備と連携した調査を計画的かつ集中的に推進する補助制度を創設した。**

今後の改善点・検討の方向性

- 国土交通省は、**重点対象分野の範囲内での調査計画となっているか厳しくチェックすべき。**
- 国土交通省は、**自治体による民間測量成果の把握を可能にする新たな仕組みを構築するための検討を早急に**進めるべき。
- 国土交通省は、**社会資本整備と併せた地籍調査を促進するため、自治体に対する動きかけを強化すべき。**

(36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等（環境省：一般会計）【反映額：▲0.1億円】

事案の概要

＜ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業＞
 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う指定管理鳥獣の捕獲事業等を交付金により支援する事業である。

＜イ. 国立公園等シカ管理対策事業＞
 国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲を推進する事業である。

調査結果の概要

- **契約書等に捕獲目標頭数を設定していない道府県や、目標頭数に達しなかった場合の減額条項を盛り込んでいない道府県・公園等が存在した。**
- 各道府県における**諸経費率（一般管理費）に大きな差**が見られた。
- 試験的な捕獲手法の実証事業において、**同一地域・公園等で複数年同種の事業を実施している箇所が存在した。**

反映の内容等

- ＜ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業＞
- 各都道府県に対して、**契約書等へ捕獲目標頭数等を明記した上で、捕獲実績等に応じて減額の変更契約を行うよう通知した。**
- 環境省において本事業の積算に当たり、**諸経費率の見直しを実施した。**
- 試験的な捕獲手法の実証事業において、**同一地域で複数年同種の事業を実施している場合は、実施期間の上限を設定し、一般的な捕獲事業に移行することとした。**
- ＜イ. 国立公園等シカ管理対策事業＞
- 仕様書等に**減額条項を盛り込むこととした。**
- 試験的な捕獲手法の実証事業において、**複数年同種の事業を実施している場合は実施期間に上限を設定し、一般的な捕獲事業に移行することとした。**

今後の改善点・検討の方向性

- 契約書等に**捕獲目標頭数を設定した上で、減額条項を盛り込むべき。**
- 各道府県の**諸経費率（一般管理費）について、上限割合の設定や一定割合への統一を検討すべき。**
- 試験的な捕獲手法の実証事業において、**同一地域・公園等で複数年同種の事業を実施している場合は、実施期間に上限を設定し、一般的な捕獲事業に移行すべき。**

（計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。）